

千早赤阪村ふれあい収集実施要綱をここに公布する。

令和7年3月21日

千早赤阪村長 菊井 佳宏

## 千早赤阪村要綱第21号

### 千早赤阪村ふれあい収集実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、村内で高齢又は障がい等の理由により、ごみ集積所までごみを持ち出すことが困難な世帯に対し、村が戸別にごみ収集を行う事業(以下「ふれあい収集」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (対象世帯)

第2条 ふれあい収集を実施できる世帯(以下「対象世帯」という。)は、村内に居住し、1人暮らし又は同居人が高齢等により、自らごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難な世帯とし、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 高齢者(65歳以上の者をいう。以下同じ。)のみの世帯
- (2) 障がい者等(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳等の交付を受けている者をいう。以下同じ。)のみの世帯
- (3) 高齢者及び障がい者等のみの世帯
- (4) その他村長が必要と認める世帯

#### (申請)

第3条 ふれあい収集を受けようとする対象世帯の代表者(以下「申請者」という。)又はその代理人は、ふれあい収集申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請に際し、申請者は、民生委員の証明を受けなければならない。

#### (収集の決定)

第4条 村長は、前条第1項の申請があったときは、申請書の内容を審査するとともに、必要に応じて申請者又は同条第2項に掲げる者と調整を行い、ふれあい収集の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の審査の結果、ふれあい収集の実施を決定したときは、ふれあい収集実施決定通知(様式第2号)により、当該実施を決定した世帯(以下「収集決定者」という。)に通知するものとする。

(収集の区分等)

第5条 ふれあい収集の区分及び収集方法は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	収集方法
燃えるごみ	週1回、村長が定めた曜日に収集を行う。
粗大ごみ	月1回、村長が定めた曜日の範囲内で、収集決定者の予約
資源ごみ	により収集を行う。

(申請内容の変更)

第6条 収集決定者は、第3条第1項の申請内容に変更があるときは、同条第2項に掲げる者の証明を受け、ふれあい収集（変更・廃止）届（様式第3号）により、変更内容を速やかに村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の申請があったときは、申請内容を審査の上、ふれあい収集（変更・廃止）決定通知（様式第4号）により、変更内容の決定を収集決定者に通知するものとする。

(収集の廃止)

第7条 村長は、収集決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい収集を廃止することができる。

- (1) 転出、死亡等により、村内に居住しなくなったとき。
- (2) 家族と同居することにより、ごみ出しが可能になったとき。
- (3) 収集決定者の体調が回復し、ごみ出しが可能になったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ふれあい収集の実施に支障があると村長が認めるとき。

(費用負担)

第8条 ふれあい収集の利用に係る利用世帯の費用負担は、無料とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。